



三重県公報

平成21年6月30日 (火)

第 2099 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

公 安 委 規 則

- | | | | |
|----|--|---------------|---|
| 9 | 警備業法第十七条第一項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則 | (公 安 委 員 会) | 2 |
| 10 | 三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | (同) | 3 |

告 示

- | | | | |
|-----|--|-----------------|---|
| 451 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | (長 寿 社 会 室) | 3 |
| 452 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 | (同) | 3 |
| 453 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | (同) | 4 |
| 454 | 児童福祉法施行細則第22条の規定により、児童福祉法第50条第5号に規定する費用の徴収額の一部改正 | (こ ど も 家 庭 室) | 4 |
| 455 | 母子保健法施行細則の規定による徴収額の一部改正 | (同) | 4 |
| 456 | 三重県港湾施設管理条例に規定する入港料の額 | (維 持 管 理 室) | 4 |

内 水 面 告 示

- | | | | |
|---|-----------------------------|--------------|---|
| 2 | 漁業法の規定に基づくコイの持出し、放流等についての指示 | (内水面漁場管理委員会) | 4 |
|---|-----------------------------|--------------|---|

公 告

- | | | |
|--------------------------------------|---------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | (男女共同参画・NPO室) | 5 |
| 同件 | (同) | 5 |
| 同件 | (同) | 6 |
| 土地改良区の設立認可 | (農 地 調 整 室) | 6 |
| 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (同) | 6 |
| 土地改良区清算人の就任の届出 | (同) | 7 |
| 土地改良事業の工事を完了した旨の届出 | (同) | 7 |
| 土地改良事業の工事の完了 | (同) | 7 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 室) | 7 |
| 宅地開発事業に関する工事の完了 | (同) | 8 |
| 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成20年度経営状況の公表 | (住 宅 室) | 8 |

公 布 準 則

警備業法第十七条第一項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年六月二十日

三重県公安委員会委員長 寺 直 喜

三重県公安委員会規則第九号

警備業法第十七条第一項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業法第十七条第一項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和四十七年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（携帯を禁止する護身用具）

第一条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（銳利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

一 警戒棒（その形状が円棒であつて、長さが三十センチメートルを超える九十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第一の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。）

二 警戒じょう（その形状が円棒であつて、長さが九センチメートルを超える百三十センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第二の上欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものに限る。）

三 刺股

四 非金属製の楯

五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第二条中「場合においては」を「場合は」に、「警戒杖」を「警戒じょう」に改める。

第三条の見出し中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条中「場合においては、警戒杖」を「場合は、警戒じょう」に改め、同条第二号中「警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号）を「警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）に、「第一条第一項」を「第一条第一号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第三号中「第一条第一項」を「第一条第五号」に、「核燃料物質等運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改め、「及び」の下に「同条第六号に規定する」を加える。

第四条を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第一条関係）

長さ	重量
三十センチメートルを超える四十センチメートル以下	百六十グラム以下
四十センチメートルを超える五十センチメートル以下	二百二十グラム以下
五十センチメートルを超える六十センチメートル以下	二百八十グラム以下
六十センチメートルを超える七十センチメートル以下	三百四十グラム以下
七十センチメートルを超える八十センチメートル以下	四百グラム以下
八十五センチメートルを超える九十センチメートル以下	四百六十グラム以下

別表第二（第一条関係）

長さ	重量
九十五センチメートルを超える百センチメートル以下	五百十グラム以下
百センチメートルを超える百十センチメートル以下	五百七十グラム以下

百十センチメートルを超える百一十センチメートル以下	六百三十グラム以下
百一十センチメートルを超える百三十センチメートル以下	六百九十グラム以下

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に警備業法第十七条第一項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法第十七条第一項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第一条第一号及び第一号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して十年間は、新規則第一条の規定にかかるらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年六月三十日

三重県公安委員会委員長 寺 直 喜

三重県公安委員会規則第十号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ア中「いずれかの「のみに」を「いずれかに」に改め、同号アイ中「四歳未満の者」の下に「一人」を加え、同号ア中イをカとし、カをイとし、イの次に次のように加える。

（カ）十六歳以上の運転者が、幼児一人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に幼児一人を乗車させているとき。

（カ）十六歳以上の運転者が、四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確實に緊縛し、かつ、幼児一人同乗用自転車の幼児用座席に幼児一人を乗車させているとき。

附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

件 示

三重県告示第451号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から廃止の届出がありました。

平成21年6月30日

三 重 県 知 事 野 岡 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者代表者氏名	廃止年月日	サービスの種類
2470202561	株式会社 F e l i z e	四日市市芝田1丁目1番10-102号	株式会社 F e l i z e	饗庭美知子	平成21年5月10日	訪問介護
2470701000	うさぎ 訪問介護事業所	松阪市射和町644-2	株式会社 ライフケア	棚橋 純子	平成21年4月30日	訪問介護
2470701059	ヘルパーステーション カトレア「嬉野」	松阪市嬉野算所町505番地	医療法人 松徳会	松本 隆史	平成21年3月31日	訪問介護
2470800182	神路園指定訪問入浴介護事業所	伊勢市二俣町577番地9	社会福祉法人 伊勢医心会	角前 泰之	平成21年3月31日	訪問入浴介護

三重県告示第452号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から廃止の届出がありました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者代表者氏名	廃止年月日
2470502002	ケアプランセンターあ のう	津市安濃町東觀音寺 353 番地	社会福祉法人 明合 乃里会	永田 博一	平成 21 年 3 月 27 日

三重県告示第 453 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から廃止の届出がありました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険事業所番号	事業所名	事業所の所在地	申請(開設)者名	申請(開設)者代表者氏名	廃止年月日	サービスの種類
2450180027	介護老人保健施設 ハート	桑名市大字西方字斧峰 1306-10	医療法人 社団青藍 会	三浦 尚文	平成 21 年 4 月 30 日	介護予防 短期入所 療養介護
2470202561	株式会社 F e l i z e	四日市市芝田 1 丁目 1 番 10-102 号	株式会社 F e l i z e	饗庭美知子	平成 21 年 5 月 10 日	介護予防 訪問介護
2470701059	ヘルパーステーション カトレア「嬉野」	松阪市嬉野算所町 505 番地	医療法人 松徳会	松本 隆史	平成 21 年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
2470800182	神路園指定訪問入浴 介護事業所	伊勢市二俣町 577 番地 9	社会福祉法人 伊勢 医心会	角前 泰之	平成 21 年 3 月 31 日	介護予防 訪問入浴 介護

三重県告示第 454 号

児童福祉法施行細則第 22 条の規定により、児童福祉法第 50 条第 5 号に規定する費用の徴収額（平成 20 年三重県告示第 404 号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

備考 2(4) 中「第 92 条第 1 項」を「第 78 条第 2 項第 1 号、第 92 条第 1 項」に改め、「第 41 条の 2」の次に「、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項」を「第 41 条の 19 の 5 第 1 項」に改め、「第 314 条の 7」の次に「第 1 項第 1 号、第 2 項、同法第 314 条の 8」を加える。

三重県告示第 455 号

母子保健法施行細則の規定による徴収額（平成 20 年三重県告示第 405 号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

備考 1 中「第 314 条の 7」の次に「第 1 項第 1 号、第 2 項、同法第 314 条の 8」を加え、備考 2 (1) 中「第 92 条第 1 項」を「第 78 条第 2 項第 1 号、第 92 条第 1 項」に改め、備考 2 (2) 中「第 41 条の 2」の次に「、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項」を「第 41 条の 19 の 5 第 1 項」に改める。

三重県告示第 456 号

三重県港湾施設管理条例（昭和 48 年三重県条例第 21 号）第 17 条第 2 項に規定する入港料の額を、総トン数 1 トンにつき 11 錢 5 厘と定め、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重県内水面漁場管理委員会告示第 2 号

コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し、放流等について、漁業法（昭和 24 年法律第 267

号) 第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

平成 21 年 6 月 30 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 水 谷 幸 夫

1 指示の内容

(1) 持出しの制限

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（名張川及び熊野川の一部）を除く。）から、持出したコイを他の水域へ放流してはならない。

ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次のすべてを満たしていることを確認すること。

(ア) 汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) P C R (ポリメラーゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成 21 年 7 月 9 日から平成 22 年 7 月 8 日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・N P O 室に備え置いて、平成 21 年 8 月 18 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 21 年 6 月 18 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人緑の会羽津

(2) 代表者の氏名

宮田 賀夫

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市八田一丁目 7 番 18 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民が利用する公園を、自らの手で維持管理するとともに、市民に遊びながら学べる場を提供することにより、自然環境の保全、青少年の健全育成及び世代間の交流に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・N P O 室に備え置いて、平成 21 年 8 月 19 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 21 年 6 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人森林の風

(2) 代表者の氏名

奥田 義巳

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市三滝台四丁目 15 番地 7

(4) 定款に記載された目的

この法人は、県民及び国民に対して、豊かな森を育て未来に継承するための森林づくり及び多くの人々が森に関わり、緑の大切さを伝えることに関する事業を行い、もって自然環境の保護に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・N P O 室に備え置いて、平成 21 年 8 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 申請のあった年月日

平成 21 年 6 月 22 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人こどもサポート鈴鹿

(2) 代表者の氏名

嶋 かおり

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市桜島町六丁目 20 番の 3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの生活体験、鑑賞体験、社会参画の機会の拡充を図り、子どもの全人的成長に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により、朝見上土地改良区（維持管理事業）の設立を平成 21 年 6 月 30 日認可しました。

なお、設立認可に不服がある者は、三重県を被告として、設立認可があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

道伯住吉土地改良区（鈴鹿市住吉 3 丁目 7867 番地）

退任理事

鈴鹿市住吉 3 丁目 21 番 23 号

尾 崎 日出雄

〃 〃 3 丁目 8 番 10 号

菅 谷 英 身

〃 〃 4 丁目 12 番 18 号

石 井 寿

退任監事

鈴鹿市住吉 3 丁目 24 番 16 号

宮 崎 又一郎

就任理事

鈴鹿市住吉 3 丁目 23 番 11 号

宮 崎 洋

〃 〃 3 丁目 10 番 20 号

尾 崎 登喜雄

〃 〃 4 丁目 16 番 10 号

伊 藤 豪

就任監事

鈴鹿市住吉 3 丁目 11 番 3 号

菅 谷 秀 昭

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

川合土地改良区（龜山市川合町 125 番地）

就任清算人

龜山市川合町 125 番地

渡 辺 好 博

〃 椿世町 101 番地の 1

安 藤 利 幸

〃 栄町 1488 番地の 1

川 戸 茂 郎

〃 川合町 1503 番地

田 辺 薫

〃 〃 156 番地の 1

松 上 勇 二

〃 〃 146 番地

松 上 義 雄

〃 〃 321 番地

早 川 三 雄

〃 〃 542 番地

栗 本 一 光

〃 〃 686 番地

伊 藤 慶 照

〃 〃 687 番地の 2

井 上 宗 市

〃 〃 560 番地

早 川 兄 一

〃 〃 559 番地

伊 藤 正 美

〃 〃 406 番地の 4

朝 熊 良 郎

〃 〃 1549 番地

早 川 正 男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、届出がありました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業主体名	事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
伊賀市	農村振興総合整備統合補助事業（村づくり交付金）	上野西部地区農道整備 1	平成 21 年 3 月 31 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業（担い手育成型）	嘉例川地区	平成 21 年 3 月 31 日
県営土地改良総合整備事業（担い手支援型）	玉滝地区	平成 21 年 3 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 6 月 1 日	員弁郡東員町大字長深字元敷 2383	四日市市あかつき台 1-1-58 伊 藤 美穂子
平成 21 年 6 月 2 日	桑名市大字福岡町 475-1 ほか 9 筆	津市雲出長常町字四ノ割 1129 昌和商事株式会社 代表取締役 佐 藤 善 乙
平成 21 年 6 月 4 日	松阪市大黒田町字水走 1005 ほか 1 筆	松阪市駅部田町 451 株式会社セゾン 代表取締役 小 島 順 子
平成 21 年 6 月 5 日	伊勢市田尻町 1641-1 ほか 3 筆	伊勢市村松町 1352-3 有限会社輝報企画 代表取締役 田 中 秋 彦
平成 21 年 6 月 9 日	三重郡菰野町大字千草字神畑 1955	三重郡菰野町大字千草 1958 岡 田 智 博
平成 21 年 6 月 10 日	松阪市舞出町字荒木 595-2	多気郡明和町大字坂本 1206-15 明松ホーム株式会社 代表取締役 東 村 俊 哉
平成 21 年 6 月 10 日	松阪市下村町字坊山 1965-1 の 1 部、1965-8 及び 1965-9 の一部	松阪市内五曲町 115-18 喜 多 初 美
平成 21 年 6 月 10 日	松阪市菅生町字北浦 44-1	松阪市上川町 3113-1 サンコー ポラス上川 2-202 橋 本 宜 之
平成 21 年 6 月 11 日	亀山市太岡寺町字上野 536-62 ほか 8 筆	亀山市布気町 951-5 小 林 孝 義 亀山市布気町 951-13 石 山 一 美 亀山市布気町 979-2 村 田 明 亀山市布気町 951-11 大木場 逸 己 亀山市太岡寺町 667-1 倉 田 忠 明

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
平成 21 年 6 月 4 日	いなべ市藤原町篠立字舞谷 3390-77 (1 工区)	愛知県名古屋市緑区大高町字杣前 29 アース・セーフティ・サービス有限会社 代表取締役 土 川 文 夫

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成 20 年度経営状況について次のとおり通知がありましたので、同条第 3 項の規定により公表します。

平成 21 年 6 月 30 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	701 会員
加入戸数	872, 105 戸
共済委託契約額	7, 767, 837, 463 千円
火災共済掛金	1, 054, 808 千円
被災戸数	510 戸
火災共済給付金	405, 361 千円
特定給付金	12, 393 千円

復興建築助成戸数	295 戸
復興建築助成金	91,919 千円
住宅災害見舞戸数	759 戸
住宅災害見舞金	23,920 千円
住宅防火施設整備補助会員数	253 会員
住宅防火施設整備補助金	120,423 千円
2 貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)	(単位 : 千円)
I 資産の部	
1 現金預金	86,626
2 有価証券	547,731
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327
(2) その他特定資産	1,543,339
4 不動産及び動産	330,019
5 その他資産	10,969
資産合計	5,376,011
II 負債の部	
1 共済契約準備金	3,367,018
2 その他負債	117,907
3 退職給付引当金	121,351
負債合計	3,606,276
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,769,735
負債及び正味財産合計	5,376,011

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>